

労働省婦人少年局

(都道・府道河岸下水)

東京都千代田區代官町1番地

- No.2 妇幼衛生法女子年少者
- No.1 分娩組合婦人
- No.6 婦人衛生運動促進法要領
- No.5 婦人子供の保健法要領
- No.4 婦女の婦人
- No.3 婦人(未附)
- No.2 家事衛生法要領
- No.1 婦人少年少女の衛生問題調査報告書

婦人少年局開刊 1949年1月

男女同労勵同賃金
とは

な
に

な
ぜ

ど
う

労働省婦人少年局
1949年1月
リーフレット NO.7

労働基準法第四條

使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について男子と差別的取扱をしてはならない

一、男女同一労働同一賃金とは？

男にも女にも差別なく、仕事に応じて同じ割合で給料を支拂うことです。何故なら男と女とは本質的に平等ですから。

二、男女同一労働同一賃金はなぜ必要なのでしょう？

イ、婦人労働者の賃金がひきあげられますから生活程度は高くなります。

ロ、男子の賃金水準もまもられます。やすい賃金で働く婦人がたくさんいれば、男子の賃金を切り下げるに至りますが、その心配がなくなるからです。

ハ、使用者のためには、正しい労働條件によつて、男も女も能力に応じた仕事につきますから生産を増します。また、女子をやすく雇つて生産費を切り下げようとする他の企業家との競争をなくします。

ニ、主婦には、家族の人々の幸福がとりもなおさず自分の幸福となるのですが、家計を男女のどちらが負担している場合でも、収入がそれぞれ増し、また維持されままで暮しがらくになります。

ホ、以上のことから、一般國民の生活が安定し、生産が増しますので社会の福祉に役立ちます。

三、同一賃金の違反とは？

それではどんなのが同一賃金の違反なのでしょう？

イ、基本給（給料の主要部分となつているもの）の場合仕事の格づけが同じなのに、下のように決めてあれば同一賃金の違反です。

(例)

1. 初任給 男五〇〇円 女四六〇円

2. 年令給 男 女

二十一才未満 二〇円 一八円

二十一才以上 二五円 二〇円

ロ、諸手当（基本給に加えて支給される給料）の割合が仕事の種類に関係なく下のようにきめてあれば違反です。

男 女

1. 物價手当 二〇〇円 一〇〇円

2. 能率給 本給の五五% 本給の四五%

3. 勤務給 基本給の三五% 基本給の二五%

4. 勤続手当 每年昇給 二十五才で打切

5. 独身者手当 一〇〇円 七〇円

6. 時間外手当の算出比率 三割 二割

7. 年令給 三十五才まで昇給 二十五才で打切

8. 食事手当 勤勉手当 } 女は男の七割五分

住宅手当 }

四、同一賃金にするには

イ、まづ自分たちの給料がどんなになつているかしらべましょう。現在の賃金制度は複雑ですから、自分の賃金がどういう風に組立てられているか、他の人の賃金はどうなつているか、その内容一つ一つに先きの例にあげるような男女の差別がないか、よくしらべてみる必要があります。職場で、あらゆる機会に、男子労働者の協力を得て研究しあいましょう。

諸外國では、同一賃金運動は、賃金の低下をふせぐために、男子の協力によつて起つたものです。

ロ、同一賃金違反か又はその疑があるときには組合としてでも、また一人でも近くの労働基準監督署に相談して下さい。

五、婦人の地位の向上のために

民主日本を建設するためには、婦人が法律の上だけでなく、経済的にも地位を高めねばなりません。みんなで男女同一労働同一賃金を実現するように、力をあわせて努力しましょう。

なお委しいことについては、婦人少年局地方職員室又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。